（量子科学技術研究開発機構、理化学研究所及び日本原子力研究開発機構が作成する実施計画の変更の認可の申請）

第五条　量子科学技術研究開発機構は、法第六条第一項後段の規定により実施計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

2　前項の規定は、理化学研究所について準用する。この場合において、同項中「第六条第一項後段」とあるのは、「第六条第三項後段」と読み替えるものとする。

3　第一項の規定は、日本原子力研究開発機構について準用する。この場合において、同項中「第六条第一項後段」とあるのは、「第六条第五項において準用する同条第一項後段」と読み替えるものとする。

（利用支援業務担当者の数）

第八条　法第十一条第一項第二号の文部科学省令で定める数は、次の表の中欄に掲げる利用支援業務を担当する者ごとに、同表の下欄に掲げる数とする。

特定先端大型研究施設の区分	利用支援業務を担当する者	数
特定放射光施設（量子科学技術研究開発機構により設置されるものに限る。）	一　研究実施相談者	六人
	二　安全管理者	一人（常勤の者に限る。）
特定放射光施設（理化学研究所により設置されるものに限る。）	一　研究実施相談者	五十八人
	二　安全管理者	一人（常勤の者に限る。）
特定高速電子計算機施設	一　研究実施相談者	十四人
	［略］	［略］
	［略］	［略］
特定中性子線施設	一　研究実施相談者	十四人
	［略］	［略］

（登録施設利用促進機関が作成する実施計画の記載事項）

第十二条　登録施設利用促進機関が作成する特定放射光施設（量子科学技術研究開発機構により設置されるものに限る。）に係る実施計画には、当該登録施設利用促進機関が行うものとされた利用促進業務に関し、第四条第一項第五号イからヘまで及び第七号に掲げる事項を記載しなければならない。

2　登録施設利用促進機関が作成する特定放射光施設（理化学研究所により設置されるものに限る。）に係る実施計画には、当該登録施設利用促進機関が行うものとされた利用促進業務に関し、第四条第二項第五号イからヘまで及び第六号に掲げる事項を記載しなければならない。

（理化学研究所及び日本原子力研究開発機構が作成する実施計画の変更の認可の申請）

第五条　理化学研究所は、法第六条第一項後段の規定により実施計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

［項を加える。］

2　前項の規定は、日本原子力研究開発機構について準用する。この場合において、同項中「第六条第一項後段」とあるのは「第六条第三項において準用する同条第一項後段」と読み替えるものとする。

（利用支援業務担当者の数）

第八条　法第十一条第一項第二号の文部科学省令で定める数は、次の表の中欄に掲げる利用支援業務を担当する者ごとに、同表の下欄に掲げる数とする。

特定先端大型研究施設の区分	利用支援業務を担当する者	数
特定放射光施設	一　研究実施相談者	五十六人（常勤の者に限る。）
	二　安全管理者	一人（常勤の者に限る。）
特定高速電子計算機施設	一　研究実施相談者	十四人（常勤の者に限る。）
	［同上］	［同上］
	［同上］	［同上］
特定中性子線施設	一　研究実施相談者	十人（常勤の者に限る。）
	［同上］	［同上］

（登録施設利用促進機関が作成する実施計画の記載事項）

［項を加える。］

第十二条　登録施設利用促進機関が作成する特定放射光施設に係る実施計画には、当該登録施設利用促進機関が行うものとされた利用促進業務に関し、第四条第一項第五号イからヘまで及び第六号に掲げる事項を記載しなければならない。